

MHM Asian Legal Insights

第 169 号 (2024 年 11 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

1. インド : [企業結合規制の改正](#)
2. タイ : [外国の証券業者及びデリバティブ事業者向けのライセンス規制に関する声明の公表](#)
3. ベトナム : [個人情報保護法案の公表](#)
4. シンガポール : [Flexible Working Arrangement \(FWA\)導入の義務化](#)
5. ミャンマー : [特許の登録出願手続の開始](#)
6. マレーシア : [仲裁法の改正](#)

今月のコラム [—ミャンマーの年中行事—](#)

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 169 号 (2024 年 11 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

1. インド: 企業結合規制の改正

インド競争法において、ある企業体の支配権、株式、議決権又は資産を取得する取引が同法上の「企業結合」(combination) の定義に該当する場合、インド競争委員会 (Competition Commission of India) に対して事前届出を行う必要があります。2002 年競争法 (The Competition Act, 2002) を改正する 2023 年競争法 (The Competition (Amendment) Act, 2023) (「本法令」) が 2024 年 9 月 10 日に施行されましたが、本法令には「企業結合」に該当するかの基準に関する改正も含まれています。それに伴い、同日より、競争法の新たな規則である 2024 年インド企業結合規則 (The Competition Commission of India (Combinations) Regulations, 2024) も施行されました。今回の改正における重要なポイントは、以下のとおりです。

MHM Asian Legal Insights

(1) 企業結合への該当性基準として取引価値基準を導入

インド競争委員会に対して事前届出を行う必要が生じる「企業結合」に該当するかの基準につき、従前は、資産と売上高が基準として採用されていましたが、今回の改正により、資産基準及び売上高基準に加えて、新たに対象となる企業買収の取引価値も基準として採用されることとなりました。具体的には、取引価値が 200 億インドルピー（約 365 億円）を超え、対象会社がインドで実質的にビジネスを遂行している場合、「企業結合」に該当し、インド競争委員会に対する事前届出を行う必要が生じることとなりました。

資産と売上高のみを基準とする従前の制度においては、企業結合における対象会社のインド国内の資産又は売上高が一定の基準を下回る場合（インド国内の資産につき 45 億インドルピー（約 82 億 6,000 万円）以下、又はインド国内の売上高として 125 億インドルピー（約 229 億円）以下）、小規模取引として企業結合に関するインド競争委員会への事前届出は不要とされる例外が定められており、この例外は引き続き適用されますが、取引価値基準を超える企業結合には適用されない点に留意が必要です。

(2) 「取引価値」の定義

取引価値基準における「取引価値」については、2024 年インド企業結合規則上、支払ルート（直接・間接か）、支払時期（直ちに支払われるか支払いが繰り延べられるか）、及び支払方法（現金で支払われるか否か）を問わず、全ての対価を含み、特に以下が含まれるとされています。

- (a) 別途合意されている場合における売主に課される誓約・約束・義務・制約の対価
- (b) 相互に関連する取引の対価
- (c) 技術支援契約、知的財産権のライセンス契約、製品・サービスの使用権に関する契約等が対象取引の一部として又は付随して締結され、その対価が対象取引の効力発生日から 2 年以内に支払われる対価
- (d) コール・オプションの対価
- (e) 将来の結果に基づき支払われる旨明記されている対価

(3) 取引価値基準への経過措置の不存在

今回の改正で、取引価値基準について、経過措置は定められていません。したがって、施行日である 2024 年 9 月 10 日以前に取引契約が締結されていたとしても、同日時点で完全に実行されていない取引は、取引価値基準に照らして「企業結合」に該当する場合、インド競争委員会への事前届出が必要となります。

MHM Asian Legal Insights

(4) 企業結合審査の審査期間の短縮

インド競争委員会による企業結合審査の「Phase 1」の審査（企業結合の届出後に行われる第1段階の審査）の期間が、従前30営業日であったものが、30暦日に短縮されました。また、インド競争委員会が「Phase 1」の審査の期間内に企業結合の届出を承認しない判断を行った場合には「Phase 2」の詳細審査に移行することとなりますが、Phase 2の詳細審査に移行する場合に定められていたインド競争委員会による全体の審査期間（Phase 1及びPhase 2の審査期間を併せた期間）についても、従前210暦日であったものが、150暦日に短縮されました。

以上のとおり、今回のインド企業結合規制に関する改正は、日本企業にとっても重要なポイントを含むものとなっています。とりわけ、新たに導入された取引価値基準に基づき、日本企業がインド競争委員会への事前届出を行うことが必要とされるケースが生じ得る点につき、留意が必要です。

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824（東京）

✉ yohai.koyama@mhm-global.com

弁護士 臼井 慶宜

☎ 06-6377-9405（大阪）

✉ yoshinori.usui@mhm-global.com

2. タイ：外国の証券業者及びデリバティブ事業者向けのライセンス規制に関する声明の公表

2024年9月18日、タイ証券取引委員会（Securities and Exchange Commission：「SEC」）は、外国の証券業者及びデリバティブ事業者（「外国事業者」）に向けた、タイにおいて事業を行う際のライセンス規制について概説する声明（「本声明」）を公表しました。本声明は、近年タイ政府が掲げる金融ハブとしての地位を確立するという目標を達するための政策の一環として、外国事業者のタイ市場への参入が容易になるよう、外国事業者が利用できるファストトラック制度によるライセンスの取得方法や、ライセンスなしで行うことのできる活動及びライセンスの取得が必要な活動の例を示しています。

(1) 迅速なライセンスの取得を可能にするファストトラック制度

タイで証券業又はデリバティブ事業を行うには、原則として、関連当局からライセンスを取得する必要があります。（証券業の場合はSECのBoardの推薦を取得したうえで財務大臣から、デリバティブ事業の場合はSECのBoardから、それぞれライセンスを取得することになります。）

MHM Asian Legal Insights

SEC は、本声明にて、一定の要件を満たし、事業開始の準備が整っている申請者のために、迅速にライセンスを取得することを可能にするファストトラック制度を導入しました。ファストトラック制度を利用するための主な要件は、以下の3つです。

- 主たる業務システムとして、同一グループ内で証券業又はデリバティブ事業を5年以上継続して運営する会社の業務システムを使用すること。
- 証券監督者国際機構（IOSCO）に加盟し、協議・協力及び情報交換に関する多国間覚書（IOSCO MMOU）の Signatory A となっている機関の監督を受けていること。
- 投資家及び資本市場全体にとって有益なビジネスモデルを有すること。

ファストトラック制度の導入により、他国で事業実績のある外国事業者が、迅速にタイのライセンスを取得し、タイ市場に参入できるようになると期待されています。

(2) ライセンスなしで行うことのできる活動及びライセンスの取得が必要な活動

本声明は、外国事業者がライセンスなしで行うことのできる活動及びライセンスを取得しなければ行うことができない活動の例も明示しています。これまで不明確であった両者の境界が一定程度明確となったことで、外国事業者にとっては、本格的にタイ市場に参入する前段階としてライセンスの不要な活動のみを効率的に行ったり、法令違反のリスクを抑えたうえで計画的にタイ市場への参入を進めたりすることができるようになることが期待されます。

本声明が示すライセンスなしで行うことのできる活動のうち、重要なものは以下のとおりです。

- 機関投資家のみへのデリバティブ取引サービスの提供（ただし、SEC への登録等の一定の基準を満たす必要があります。）。
- 機関投資家又は少数の投資家のみへの投資助言サービスの提供。
- タイの適切なライセンスを有する事業者を通じたサービスの提供。
- 情報収集やデータ分析等を目的とした駐在員事務所の設置。

本声明が示すライセンスの取得が必要な活動の例は以下のとおりです。

- 広告及びマーケティング：広告、パンフレット、アクセス可能なウェブサイト、名刺又はサービスの窓口となる事務所のタイ国内への設置等により、名称を公に表示すること。
- 勧誘：投資サービスの利用を直接的又は間接的に勧誘すること（タイ人投資家に

MHM Asian Legal Insights

対するセミナーの開催を含みます。)

- 口座管理：タイ人投資家のために、取引口座の開設、取引注文の送信又は資金の管理を行うこと。
- 投資助言：投資商品又は証券・デリバティブへの投資に関する情報又は助言の提供等を行うこと。
- サービスチャンネルの提供：タイ人投資家がタイの事業者のサービスを受けることなく外国事業者のサービスを直接利用することを可能にするウェブサイトやアプリケーション等のサービスチャンネルを提供すること。
- セミナー：タイ人投資家が外国事業者のサービスを利用できるようになることを目的とするセミナーや宣伝イベント（タイ人投資家に直接働きかけるもの、オンラインプラットフォームを通じたもの及びタイの事業者との協業したものを含みます。）を開催すること。
- タイ国内での宣伝活動：単独で又はタイの事業者と連携して、外国事業者のサービスの宣伝、商品の販売、ギフトや特典の提供、又は外国事業者が既存顧客に提供しているものと同様のプロモーションの提供をタイ国内で行うこと。
- タイ語やタイパーツの使用：タイ語でサービスを提供し、タイパーツでの支払いを受入れ、タイ人投資家向けのチャンネルを提供することで、タイ人投資家が直接サービスを利用できるようにすること。
- 直接のコミュニケーション：タイ人投資家が外国事業者と直接コミュニケーションを取ることを可能にすること（証券業又はデリバティブ事業に直接的又は間接的に関連する報酬を受け取ることを含みます。)

なお、外国事業者のライセンス規制違反があった場合、外国事業者と共同で事業を運営する者、外国事業者がタイ人投資家を勧誘する際に外国事業者の代理人や仲介人として行動した者及び外国事業者の取引口座開設やサービスの利用等についてタイ人投資家のサポートを行った者等は、違反行為を共同して実行した又は幫助したとして、責任を問われる可能性があります。

本声明により、タイのライセンス規制の透明性が高まり、競争力のある外国事業者の参入により、タイの金融市場がさらに活発になることが期待されます。

弁護士 秋本 誠司

☎ +66-2-009-5166 (バンコク)

✉ seiji.akimoto@mhm-global.com

弁護士 松田 雄大

☎ +66-2-009-5135 (バンコク)

✉ yudai.matsuda@mhm-global.com

3. ベトナム：個人情報保護法案の公表

本レター第 151 号（2023 年 5 月号）でご紹介したとおり、ベトナムでは、2023 年 7

MHM Asian Legal Insights

月 1 日から個人情報保護に関する包括的な規制を定めた個人情報保護に関する政令（Decree No.13/2023/ND-CP : 「PDPD」）が施行されており、個人情報保護に対する関心が高まっています。そのような状況の中、ベトナム政府はより上位である法律レベルで新たに個人情報保護に関する規制の制定を進めており、2024 年 9 月 24 日、個人情報保護法の草案（「PDPL 案」）が公表されました。PDPL 案は現在パブリックコメントの受付に付されており、今後、2025 年中の成立及び 2026 年 1 月 1 日付けの施行が予定されています。

PDPL 案では、現行の PDPD 上の規制の多くが踏襲されていますが、一部では PDPD 上の規制内容が変更されたり、また新たな規制が加えられたりしています。本レターでは、PDPL 案における PDPD との主要な相違点についてご説明します。なお、PDPL 案はあくまで草案段階のものであり、最終的に成立する法律の内容が以下とは異なる可能性がある点、念のためご注意ください。

(1) 適用範囲の拡大

PDPL 案では、規制が適用される範囲が PDPD よりも拡大されており、「ベトナム国内で外国人の個人情報を収集・処理する団体・組織・個人」にも適用されることとされています。そのため、PDPL 案ではベトナム人のみならず外国人の個人情報の処理等についても規制の適用対象となる点に留意が必要です。

(2) センシティブ個人情報の追加

PDPL 案では、PDPD と同様に、個人情報が「基礎個人情報」と「センシティブ個人情報」に分類されているところ、「土地使用者情報、土地使用者情報を含む土地情報」が新たにセンシティブ情報として加えられています。

不動産事業を営む企業は事業活動の中で土地使用者情報や土地使用者情報を含む土地情報を取得するケースが少なくないと思われ、その場合には、センシティブ個人情報の処理を行うものとしてセンシティブ個人情報の処理に関する規制（個人情報保護を担当する部署・責任者の設置や当局への通知等）を遵守する必要がある点に留意が必要です。

(3) 域外移転に該当する場合の明確化

PDPD 上、ベトナム人の個人情報の域外移転を行うためには、移転者が個人情報移転評価を実施することが求められているところ、PDPL 案においても、この域外移転に関する規制が維持されています。この点、PDPL 案では、当該「域外移転」に該当する場合の具体的場面として、以下(a)~(f)が明記されています。

MHM Asian Legal Insights

- (a) ベトナム国外の受領者と個人情報を共有すること
- (b) 海外で開催される会議・セミナー・会合・協議等の国際的なイベント中に個人情報を共有すること
- (c) ベトナム国外の受領者に対して、文書又は電子メールで個人情報を送信すること
- (d) ベトナム国外の個人又は組織がアクセスできる形で、インターネット上で個人情報を利用できるようにすること
- (e) 事業活動を行うために、個人情報を他の団体・組織・個人に提供すること
- (f) 海外における法的義務を履行するため、又は受入国の法律に従って個人情報を提供すること

上記を見る限り、域外移転に該当するケースが相当広範なものとなり得る一方、依然として不明確な事項も含まれており（例えば、(e)についてはそれ自体で域外移転の要旨が含まれていないように読めるなど）、引き続き立法過程の議論や今後の草案動向を注視する必要があると考えられます。

(4) 特定の事業分野における規制

PDPL 案では、特定の事業分野において特別な個人情報の保護義務が課されており、主に以下の事業分野が対象とされています。例えば、人工知能に関する事業分野においては、人工知能を使用する組織・個人に対して、自動化されたシステムにより個人情報を処理することについて個人情報の主体に通知し、アルゴリズム及び人工知能技術が当該主体の権利・利益に与え得る影響について明確な説明を行う義務が課されています。

- ビッグデータの処理
- 人工知能（AI）
- クラウド・コンピューティング
- 従業員の採用・管理
- 金融機関
- 医療・保険
- ソーシャルメディア

(5) 個人情報保護組織及び個人情報保護専門家

PDPD では、個人情報を専門とする部署及び個人情報保護の責任者について、特段の資格要件や技術的要件は定められていません。

他方、PDPL 案では、個人情報を専門とする部署としての活動を担う「個人情報保護組織（Personal Data Protection Organizations）」及び個人情報保護の責任者として

MHM Asian Legal Insights

の活動を担う「個人情報保護専門家 (Personal Data Protection Experts)」という部署及び責任者の概念が新たに導入されており、それぞれについて一定の要件を満たす必要があるとされています。PDPL 案では、PDPD とは異なりセンシティブ個人情報を取り扱う場合のみならず、基礎個人情報を取り扱う場合にもこれらの部署・責任者の設置が必要となるため、その体制整備に時間を要する可能性があるため、留意が必要です。

なお、PDPL 案では、他の法律との適用関係について、①個人情報保護に関する規定を含むその他の法律は PDPL 案の規定に反してはならないこと、及び②他の法律が個人情報の保護を規定していない場合又は PDPL 案の規定と異なる規定を設けている場合には PDPL 案の規定が優先される旨が定められています。一般的には、同一の事項に関して異なる規定が存在する場合には、より上位の法規範が優先して適用されること、PDPL 案が PDPD の規定の多くを踏襲していることに鑑みると、PDPL 案の施行により PDPD が失効する可能性があります。上記法文上は明らかではなく、その適用関係について立法過程での議論を注視する必要があります。

PDPL 案ははまだ草案段階であり、今後内容が修正される可能性が高いものの、個人情報保護に対するベトナム政府の積極的な態度を伺わせるものと考えられ、ベトナムで事業を行う企業においては、今後の議論を注視しつつ対応を進めていくことが肝要といえます。

(ご参考)

本レター第 151 号 (2023 年 5 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00067554/20230522-013702.pdf>

弁護士 武川 文士

☎ +84-24-3267-4101 (ハノイ)

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 岸 寛樹

☎ +84-24-3267-4102 (ハノイ)

✉ hiroki.kishi@mhm-global.com

弁護士 岩澤 祐輔

☎ +84-28-3622-2613 (ホーチミン)

✉ yusuke.iwasawa@mhm-global.com

弁護士 真鍋 佳奈

☎ +84-28-3622-1632 (ホーチミン)

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 西尾 賢司

☎ +84-28-3622-2602 (ホーチミン)

✉ kenji.nishio@mhm-global.com

弁護士 芳川 雄磨

☎ +84-28-3622-2614 (ホーチミン)

✉ yuma.yoshikawa@mhm-global.com

4. シンガポール: Flexible Working Arrangement (FWA)導入の義務化

2024 年 4 月 16 日、シンガポール労働省 (Ministry of Manpower: 「MOM」) は、柔軟な働き方 (Flexible Work Arrangement: 「FWA」) に関する三者間ガイドライン (Tripartite Guidelines on Flexible Work Arrangement Requests: 「ガイドライン」) が 2024 年 12

MHM Asian Legal Insights

月 1 日付けで施行されることを発表しました。これに伴い、同日以降、全ての雇用主には同ガイドラインの遵守が求められます。FWA は、従業員が介護・育児を含む家庭事情等の理由で、一定の期間において現状の勤務形態から別の勤務形態への変更を希望した場合に、雇用主がその理由を考慮して許容する枠組みを構築することを目的とし、雇用主と従業員の間でその内容について合意することを求めるものです。ガイドラインにおいては、従業員による正式な FWA の申請がなされた場合に、全ての雇用主が遵守すべき最低要件及び実務的な規範が定められています。本レターでは、その概要についてご説明します。

(1) FWA のカテゴリー

ガイドライン上、FWA は以下の 3 つの大きなカテゴリーに分類され、これらのカテゴリーを組み合わせることも可能とされています。

1. フレキシブレイス：従業員がオフィス以外の場所から柔軟に働く形態を指し、在宅勤務がこれに該当します。
2. フレキシタイム：労働時間の合計や業務量に変更がないまま、異なる時間帯で柔軟に働く形態を指します。
3. フレキシロード：業務量が異なり、それに応じた報酬が支払われる形態を指します。

(2) FWA 対象者及び申請方法の従業員への周知

FWA の対象者は、試用期間が満了した全ての従業員とされています。ガイドライン上、雇用主は従業員による正式な FWA 申請方法の策定、及び同申請方法の従業員への周知が求められています。

なお、ガイドライン施行前に既に企業内で運用されている FWA の申請方法を変更する必要はなく、その運用が全従業員に周知され適切に機能している場合には、同運用を継続することは可能とされています。ただし、ガイドライン施行後は、従業員がガイドラインに基づき正式に雇用主に FWA 申請を行うことができる必要があるため、現行の運用において FWA の申請方法が正式なものでなかったり、全従業員に明確に周知されていない等の不十分な対応に留まる場合には見直しが必要となり、例えば、申請方法の企業内ワークポータルへの掲載を行うなどの対応が必要となります。

(3) FWA 申請に対する適切な判断の原則

ガイドライン上、雇用主は、従業員による正式な FWA 申請を受領した日から 2 か月以内に、書面で正式に結果を通知する必要があり、特に申請を拒否する場合には、

MHM Asian Legal Insights

その理由を明確にする必要があります。雇用主には合理的な事業運営や業務遂行に直接的に関連する理由に基づいて FWA 申請を拒否する権限があり、ガイドラインに基づく合理的な事業上の拒否理由の一例としては以下のとおりです。

(a) コストの増加

新しい設備の購入や追加のリソース等が必要になり、雇用主にとって大幅なコスト負担の増加をもたらす場合

(b) 生産性や業務提供への悪影響

FWA 申請者以外の従業員、チームメンバー、又は組織全体の生産性及び成果物の質に大幅な低下をもたらす場合、及び顧客のニーズを満たせない等の悪影響がある場合

(c) 実現可能性や実用性の欠如

業務の性質上、実現不可能である場合、他の従業員の勤務形態にも影響を与える場合及びこれにより新しい従業員の雇用が必要になる場合等

上記のとおり、直近の 12 月 1 日から施行されるガイドラインにおいては、雇用主に最低限求められる遵守事項等が纏められています。FWA 申請の拒否理由については各業種によっても事情が異なるため、その判断は個々の企業に委ねられていますが、今後、業種ごとの実際の運用実例に基づく傾向等も明らかになっていくと思われ、動向を注視していく必要があります。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣

☎ +65-6593-9467 (シンガポール)

✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

パラリーガル 有馬 潤

☎ +65-6593-9750 (シンガポール)

✉ megumi.arima@mhm-global.com

5. ミャンマー：特許の登録出願手続の開始

ミャンマーの知財 4 法（商標法、意匠法、特許法及び著作権法）の状況については、これまで本レターでお伝えしてきており、2019 年後半に成立後、2023 年 4 月 4 月に商標法、2023 年 10 月に意匠法及び著作権法、2024 年 5 月に特許法が施行されています。

これらの法律で保護される知的財産権のうち、著作権以外の 3 つ（商標権、意匠権及び特許権）はいずれも登録がその発生要件とされています。商標権及び意匠権についてはそれぞれ登録手続が既に開始されており、法律上の手続は当初想定されていたよりも

MHM Asian Legal Insights

大幅に後ろ倒しとなっているものの、徐々に進んでいる状況です。特許権の登録手続きについては、2024年5月の特許法施行後も未開始の状態が続いていましたが、ミャンマー商業省傘下の知的財産局（Intellectual Property Department：「IPD」）は、2024年10月31日付け Announcement 第14/2024号において、特許法に基づく特許権の出願登録手続きを同日付けで開始することを公表しました。

これにより、2019年の成立から5年近くを経て、ようやく知財4法の全てについて具体的な運用が開始されたこととなります。IRDによる特許権の出願審査がこれから行われることになるとは思われますが、現在のミャンマー政府の体制においてどこまで適切な運用が可能なのはやや不透明であり、今後の動向が注目されるところです。

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652（ヤンゴン）

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653（ヤンゴン）

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654（ヤンゴン）

☎ 03-6266-8566（東京）

✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

6. マレーシア：仲裁法の改正

2024年7月24日付けで、2005年仲裁法を改正する2024年仲裁法改正法案（「改正法案」）がマレーシアの議会で可決されました。これらの改正は、マレーシアにおける裁判外紛争解決手続（ADR）の状況を大幅に再構築することを目的としています。改正法案における主要な改正点について、以下にご紹介いたします。

(1) AIACの再編

改正法案においては、AIAC Court of Arbitrationのプレジデントが、現在のAIACのダイレクターに代わり、仲裁人選任等の権限を有する主体とされています。この変更は、AIACにおいて、仲裁人選任等の手続に関し、透明性・効率性・好ましいガバナンスを強化するために行われている再編と軌を一にするものです。

(2) その他の改正点

2005年仲裁法を国際仲裁のベストプラクティスに整合させる観点から、以下のような改正がなされます。

(a) 仲裁合意の形成の明確化

仲裁法9条4項では、何が書面による仲裁合意を構成するかについて狭い定義が

MHM Asian Legal Insights

なされています。改正法案は、仲裁合意が当事者間で取り交わされる文書に具体化されている限り、仲裁合意が成立することを明確にしています。

(b) 仲裁合意に適用される法の明確化

改正法案は、当事者が仲裁合意の準拠法について合意する自由を有することを明確化しています。当事者が合意をしていない場合には、主となる契約の準拠法ではなく、仲裁地の法律が適用されるということが規定されています。

(c) デジタル署名及び電子署名の承認

改正法案では、新たに仲裁判断に、デジタル署名及び電子署名を行うことも有効と認められます。

(3) 第三者による資金提供 (Third Party Funding, CPF)

第三者が仲裁手続の当事者に対し、仲裁手続を遂行するための資金提供を行うことは、公共の方針 (public policy) に反し行うことができないと考えられてきていました。

改正法案のもとでは、第三者が仲裁手続の費用の全部又は一部を負担することが認められるようになります。改正法案においては、第三者である資金提供者が、仲裁手続の当事者との間で第三者資金提供に関する契約 (third party funding agreement) を締結して、当該契約に定めた意味において成功した仲裁判断を得られた場合には資金提供者が利益を得ると引き換えに、資金提供者は上記のような資金提供を行うことができることが明文化されました。このような第三者資金提供者は、第三者資金提供に関する契約に定める以外に、仲裁手続に利害関係を有しない者であることが求められています。

改正法案によれば、資金提供者が遵守すべき行動規範 (code of practice) が別途策定されるとされ、例えば、資金提供に関する宣伝 (promotion) が満たすべき要件、資金提供者が仲裁に関与できる程度、資金提供者の責任、及び第三者資金提供に関する契約が満たすべき要件等、改正法案に定める一定の事項が規定される予定です。

仲裁法の改正と足並みをそろえ、2012年建設業支払裁定法を改正する2024年建設業支払裁定法改正法案も同日、議会を通過しました。

仲裁法改正法案は、AIAC 仲裁裁判所の設立や TPF の導入等、マレーシアにおける仲裁の効率性と有効性を高めることを目的とした重要な変更をもたらすものです。これらの措置により、マレーシアを仲裁地とすることが促進されることが期待されます。

弁護士 田中 亜樹

☎ 03-6266-8919 (東京)

✉ aki.tanaka@mhm-global.com

弁護士 チョン・チア・チー

☎ +65-6593-9759 (シンガポール)

✉ chiachi.chong@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムーミャンマーの年中行事ー

本ニュースレターのコラムでは、過去ミャンマーの伝統的な年中行事について何度か取り上げてきました(本レター第55号(2016年4月号):ティンジャン、第64号(2016年10月号)及び第143号(2022年10月号):タディンジュ。手前味噌ながら、過去のニュースレターのコラムもなかなか面白いのでお時間あるときには是非ご覧ください!。ティンジャンは4月、タディンジュは10月で、それぞれ連休があり、土日とくっつけると4連休、振替休日がある年は5連休になります。そんな連休天国のミャンマーですが、実は11月にも祝日があります。それが、Full Moon Day of Tazaungdaing(タザウンダイン祭り)です。

ミャンマーに携わって10年近くになる筆者ですが、大変お恥ずかしいことにこの連休がどういうものかこれまで全く知りませんでした(もっとお恥ずかしいことに、知ろうともしてきませんでした。)。折角の機会ですので、ネットを駆使してこの祝日の背景を調べてみました。

タザウンダイン祭りは仏教徒により11月の満月の日及びその前後の日に行われ、お釈迦様が悟りを開くための苦行を始めたこと、そしてその苦行の果てに悟りを開いたことを祝うものだそうです。お釈迦様の悟りと満月がどう関係があるのかも気になったのですが、これは調べても良く分かりませんでした。私の記憶が正しければ、10月のタディンジュも満月の日に開催されるものですので、ミャンマーは10月、11月と2か月連続で満月を祝うこととなります。日本でも9月に中秋の名月を愛でる習慣がありますので、9月以降は世界中で満月がブームになるようです。

この祝日は寺院への寄進が行われるほか、大量のろうソクに火を灯して寺院にお参りするものが伝統のようです。長年ミャンマーに携わっていながら、私自身は実物を見た経験がなく、ヤンゴンオフィスのミャンマー人弁護士から写真を共有してもらいました。



シャン州のタウンジーでは、タザウンダイン祭りに、竹や紙で作った気球に花火を付けて打ち上げる、という聞くだけでワクワクするイベントが行われるとのこと。なかなか以前のように気軽にミャンマー国内を旅行することは難しくなっており、今年も現地で見ることにはかなわなさそうです。一日も早く全土が安定し、明るい気持ちでタザウンダイン祭りをタウンジーで見られる日が来ることを祈るばかりです。

(弁護士 井上 淳)

MHM Asian Legal Insights

文献情報

- 論文 「フィリピン個人情報保護法に関する動向と日本企業への影響」
掲載誌 ビジネス法務 Vol.24 No.11
著者 井上 淳

- 本 『グローバルデータ保護法対応 Q&A100』
出版社 株式会社中央経済社
著者 田中 浩之（編著）、梅津 英明、竹内 哲、園田 観希央、石川 大輝、森 規光、鈴木 幹太、西尾 賢司、細川 怜嗣、石田 渉、北山 昇、嶋村 直登、御代田 有恒、呂 佳叡、千原 剛、輪千 浩平、井上 ゆりか、大川 信太郎、毛阪 大佑、二神 拓也、松本 亮孝、岩佐 勇希、大林 尚人、佐藤 凌太、澤 和樹、塩崎 耕平、城戸 賢仁、市川 雄一、蘇 春維、紀 鈞涵（共著）

- 本 『フィリピンのビジネス法務 実務担当者のためのガイドブック』
出版社 株式会社商事法務
著者 井上 淳、園田 観希央（編著）、川村 隆太郎、塩崎 耕平、工藤 恭平、齋藤 愛乃、福江 真治、緒方 彰大、高久保 香子（共著）